

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
刑法			

評価(ABCD)

C

設問2

第1 甲の罪状に於て

1. まず、甲はBのX2に「君」について、殴る暴行行為の時
たけは、致す傷害罪(245条)に成立する。

5 (1) まず、甲の上記行為は人の傷害という結果を発生させた危険性を有する行為であるから、傷害罪の実行行為と言える。そして、上記より、怪我という人の生命身体的機能に障害を負わせているから、傷害という結果が発生している。そして、その結果は、実行行為の危険性が現実化したものといえるから、因果関係も認められる。

(2) 被告甲は3名に2銭して、西遊就という舞行を加えたことと認識して、この舞行の故に甚傷害の基本犯たる舞行の故意と致(死)を認識する。

(3) 左の如く甲の上記行為に傷害罪は成立す。

15 2. 次は、甲が乙を車に飛ばして行方不明に傷害致死罪(205条)が成立する。

d) まず、人を突き飛ばすという行為は、人に転倒させたり、人がけ
 傷を受けたりする行為であるから、人に傷害するという結果を生じ、結果
 的危険性を有する行為といえ、傷害の果行行為といえる。

20 に、これは ~~甲が重罪を犯す~~ 脳内出血を負ったとしており、その
脳内出血は甲に ~~重罪を犯す~~ ことによって創出して発症した
と説明したことに依り生じたものであるから、上述のような甲の「重」
「罪」の危険が現実化したものといえる。そこで、甲の「重罪」行為と
結果の間には因果関係が認められる。そして、結果非既遂犯基本
25 犯 ~~非既遂~~ において加重結果発生高度の蓋然性は含まれている
ことから、加重結果の発生につき過失は不要である。

また、甲はCを卓上飛行機（以下「飛行機」）と認識し、

ニハシノ通リノミナリ
明カナクモニミナリ
大層用ニナレタ
ミナリ。

たい
自相厚意で
論じなす

2

~~三三三三~~

(ページ)

裏面へ

いから、傷害致死罪の基本犯である暴行の故意が認められる。
(2) 次に、甲の上記行為は、~~この暴行~~金品バットで殴るなど
の暴行を加えられたことと併せて行われる行為である。そこで、防衛
権(36条(4))が成立し、違法性は阻却される。

ア まず、急迫不正の侵害とは、解侵害が~~現在~~存在しや~~過去~~に存在し
ことをいう。本件では、甲が~~この暴行~~暴行を受け、~~この暴行~~暴行による
害が~~現在~~現れつつあるといえ、急迫不正の侵害がある。

イ 次に、甲は自己の身体の~~完全性~~完全性という権利を擁
護するために、上記行為に出ている。

ウ さらに、比例は~~必要~~必要を必要とするもの、防衛するた
めは、防衛の意思を必要とするものの、攻撃の意思を~~必要~~必要とし
ていてもよいとする。本件では、確かに甲は~~この暴行~~この暴行に
対して上記行為を行おうとしているが、Pに向かう前に~~この暴行~~この暴行を
やらせようとしてしまおうと~~考えている~~考えている。~~この暴行~~この暴行は~~攻撃~~攻撃
の意思で上記行為に行おうとしている。防衛の意思は認められ
ない。

ウエ ~~この暴行~~この暴行、~~この暴行~~この暴行、~~この暴行~~この暴行。よって、甲の上記行為は~~防衛~~防衛
権が成立せず、違法性は阻却されない。

(3) したがって、甲の上記行為は傷害致死罪が成立する。なお、後
述の通り、乙との関係で傷害罪の~~限度~~限度で共謀共同正犯となる。

3. 以上より、甲の上記行為は傷害罪と傷害致死罪の共謀
共同正犯が成立し、両者は別個の行為であり、異なる法益に
対する侵害であるから、併合罪(45条)となり、甲はその罪責を要する。

第2 乙の罪責について、

(1) まず、乙が甲に乙の共謀に向かうように促した行為は傷
害致死罪の共謀共同正犯(60条、205条)が成立する。

(2) ここで、乙は犯罪を~~実行~~実行していないが共謀共同正犯となり得る。
共謀共同正犯の~~成立~~成立要件が問題となる。

ア ~~共謀~~共謀も、共同正犯における一部の全部責任の原則の

判例は急迫不正の中
で検けしています
設けたいのは2人
です。

計画にいた規模
より現実の方が
大きい反撃の規
模だったのだ
とすぐに設けて
ほしいです。

これは乙を海に
落とすことと
書くかまだです。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

5	根拠は、共犯は相互の行為を利用補充し合つて犯罪を実現した点にある。そこで、①共謀があり、②共犯者が正犯意思を有し③共犯者の一部が①に基づいて実行行為に出た場合に、共犯者間で相互利用補充関係が認められ、共謀共同正犯が成立する。
10	イ 本件で、乙は甲に対し、Cへの謝罪罪に行くと脅かしたものであるが、甲と乙は暴行団体のAのメンバーで、乙は甲のボスであることからすると、甲が謝罪罪に行か降にCがボスであることを知らず、暴行および乙はAが認識していたし、認容していたといえる。したがって、甲乙間で共謀がある。(①成立)
15	次に、乙は暴行団体のAのメンバーであり、メンバーの甲に対して、「Aでやめろんじやねえ」と申し向かっている。すると乙は、甲がCから攻撃された際には、甲の反撃をもつてAの名を保持しようとする意思を有しているから、乙は自己の犯罪として暴行にAがうとしているといえる。そのため、乙は正犯意思を有しているといえる。(②成立)
20	そして、上述の所に甲は乙との共謀に基づいて、Cの攻撃に対抗して上記暴行に及んだ。(③成立) Cは死したため、乙に傷害致死罪の共謀共同正犯の客観的構成要件を充足する。
25	(2) もとも、乙は甲がCに対して暴行に及ぶことも認識していたが、死たねことは認識認識していなかった。乙に傷害致死罪の故意が認められるか。 ア まず、共犯者間で異なる故意を有した場合、非犯罪に該当する故意を有した者には当該犯罪が成立しないのが原則である。もとも、故意が主観的客観的において合致する限度で反逆行為人相互間の非難をわけることには注意され、その点

共謀は、要は意思連絡なので、明示の有無→黙示の有無(甲の凶器+乙の凶器)で換けはしょう、あとは必要を整理して

二れだけはいりかれます。16の事実をよみましょう。

①も②も主観的要件ですか...?

←17ページ目
暴行のこいだけじゃない、暴いてません? 脅迫?

イ 本件では、乙は主観的に傷害の故意、かつ被害者甲には傷害致死罪の故意を専断している。よって、両罪は前者の限
定する場合から、乙に30年以下で故意を認めることか
で生ずる。

[illegible]

手続、甲が36条1項の適用を受け、違法性は其他都市の事例
 によるから、①の立場が説明される。一方、甲が36条1項
 の適用を受け、違法性は違ふから、②の立場が説明される。

(1) $\mathbb{Z}$ 上の加法は、偶素数の素数集合 $\mathbb{P}$ 上の加法 (254 条 60 条、254 条) に一致する。

d) 李村乙的上述行为不构成走私罪，偷税罪，诈骗罪。

人 本件では、21年甲の訴えと乙の訴えは、同一事件と見做すことにより、先づ併合が成る。そして、甲と乙との17年の合併は、21年

一 支配可能な
が明らかでない
が、内閣が
「C1は犯罪者」
たので不要な
記載)

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

	の者とこれしかいけぬ(甲)乙は甲の身体に排他的支配を及ぼしている。さらに乙に甲を助けるという作務義務があるからこれを求めている。(1) 次に乙は10人(甲乙)と対峙して甲を助けるには可能な場合がある。(2)
5	(1) 以上乙の上記行為は、傷害罪の未遂行為とみる (2) 甲乙に甲は乙の上記行為により、身体2か月の傷害を及ぼしている (3) 甲乙に乙は甲がCに近づくと乙は甲を助ける義務を負う。乙は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。
10	(4) 以上乙の上記行為は、傷害罪の未遂行為とみる。乙は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。乙は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。
15	1. まず、甲がBに近づいたとき、甲は甲を助ける義務を負う。甲は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。甲は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。
20	2. 次に、甲がCを助ける義務を負う。甲は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。甲は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。
	3. さらに、甲がCを助ける義務を負う。甲は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。甲は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。
25	3. 乙がAの身体に10人(甲乙)と対峙して甲を助ける義務を負う。乙は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。乙は甲を助ける義務を負うことを認識しているから、故意で傷害を及ぼしている。

1. 1つ1つの文章はよく書けています。

2. 正当防衛の要件の整理ができていません。いわゆる「積極的加害意思」は、急迫性と防衛の意思の両方で成り立ちますが、成り立ちの場面は全く違います。今一度基本書を読んで下さい。

3. あと、"レバリング"をきちんとしましょう。まだ2年生ですから、1つ1つタイトルをつけておきやすくすると、もっとよくなります。

4. 本文の書き方はもううしろいねい。

5. 全体の雰囲気は、答として致命傷です。気を付けて下さい。

書
目

A

刑法（法律文書錬成講座）

設問 1

- 1 甲にCに対する傷害致死罪が成立するという結論の根拠となり得る具体的事実として、
① Cに喧嘩を売らせて返り討ちにしようと考えていたこと（急迫性、自招侵害）
② 甲は、Cに一人か二人は連れがいるかもしれないと予想していたこと（急迫性、自招侵害）
③ Cに向かって突進し、Cを強く突き飛ばしたことについて（やむを得ずした行為）、
の3つが考えられる。

結論先立しは
とても良い
です！
読み手に
可読性を与える

- 2 ① Cに喧嘩を売らせて返り討ちにしようと考えていたことについて
正当防衛における急迫性とは、法益の侵害が現に存在しているか、又は間近に迫っていることをいう。そして、侵害を予期し積極的に加害する意思を有している場合には急迫性は認められない。本件では、甲はCの反撃を予想し、積極的に加害する意思を有していたといえる。

← だ？

- 3 ② 甲は、Cに一人か二人は連れがいるかもしれないと予想していたことについて
本件では、甲は、Cに連れがいることを予想しており、なお加害する意思があったため急迫性を否定することとなる。

- 4 ③ Cに向かって突進し、Cを強く突き飛ばしたことについて
やむを得ずした行為とは、反撃行為が自己または他人の権利を防衛する手段として必要最小限度のものであることをいう。本件では、甲は突進し、強く突き飛ばしているが、逃げるだけであれば、よける等すればよく、強く突き飛ばさなくてもよい。

考慮要素も
書けよと良い
じゃ。
結果の重大性
も考えよう？

設問 2

第 1 甲の罪責について

- 1 甲は、Cに対して突進し強く突き飛ばし歩道の宴席の角で強打させた行為により、傷害致死罪（205 条）の罪責を負うか。

2 構成要件該当性

突進し強く突き飛ばし歩道の宴席の角で強打させた行為は、人の生理的機能を害するものであり、死亡という結果も発生している。また、上記行為には脳内出血を発生させる危険性が内在しており、因果関係も認められる。甲は、突き飛ばしたことに認識・認容もあり故意も認められる。したがって、甲の行為は、傷害致死罪の構成要件に該当する。

なぜ正当防衛
が認められる
と思ったのか

3 正当防衛の成否

(1) 急迫不正の侵害について

本件についてみると、甲は、Cらに囲まれて木刀や金属バットで殴られるなどの暴行を受けており、侵害が現に存在しているといえる。また暴行は違法であり、不正である。

「先述の
一般論に
基づいて」

それゆえ、急迫不正の侵害は認められるとの考えがある。

それに対して、甲は、Cに連れがいることは予想しており、また返り討ちにしようなどという積極的に加害をする意思が存在していたため、急迫性は否定されとの考えもある。

しかし、甲は、Cに一人か二人は連れがいるかもしてないとは予想していたが、Cの行動が誘いで10人以上が待ち受けているとは予想していなかった。この事実は、腕っぷしに自信がある甲としてもとても敵うものではない戦力差であったことを示しており、予期していない侵害が存在していたといえる。

したがって、急迫不正の侵害は認められる。

(2) 防衛の意思

防衛の意思とは、急迫不正の侵害が加えられるということを認識しつつそれを回避しようとする心理状態をいう。

本件では、甲は、Cらに囲まれて木刀や金属バットで殴られるなどしている。それに対して逃げるためにCを突き飛ばしており、回避しようとするものであり防衛の意思は認められる。

(3) やむを得ずした行為

本件についてみると、まず、甲は、10人ほどの人数に囲まれては単に走って逃げても追いつかれるものであり、突き飛ばすことは必要で、必要最小限であったとの考えがある。

それに対して、切り抜けるだけであれば突進する必要はない。仮に突進するとしても、逃げ道を作る程度でよい、との批判が考えられる。

しかし、甲は逃げるだけでは実際に追いつかれており、切り抜けるためにはだれかを突き飛ばしてひるませる必要があったといえる。

したがって、本件行為は、やむを得ずした行為と認められる。

(4) 正当防衛は認められ、違法性は阻却されることとなる。

4 以上より、甲は、不可罰となる。

第2 乙の罪責について

1 乙は、甲との共謀共同正犯として、傷害致死罪の罪責を負うか。

2 甲に正当防衛が成立することの甲への影響について

違法とは単なる法益侵害ではなく、社会的相当性を逸脱した違法であるため、その判断は個別に考えるべきである。それゆえ、甲に正当防衛が成立するとしても、乙に影響しない。

3 共謀

乙は「Aをなめられるんじゃないぞ」と言い、甲は、Cをボコボコにしてい趣旨だと理解している。これは黙示の意思連絡があるといえ、共謀が認められる。

4 また、甲はAを傷害しており、一部のものによる実行行為も認められる。

やむを得ず?

不可罰? 正当防衛か?

これは共謀の
やむを得ず?
T&Rの
流れで
書きたい

5 共謀の内容は傷害であり、結果は傷害致死であるが、結果的加重犯であるため、認められる。

6 以上より、乙は、傷害致死の罪責を負う。

以上

・ 全体的に読み易い。特に甲の罪責は基本問題なので、よく勉強していると思います。
・ もう少し論点を研究しましょう、少し不正確。

・ ファルゼンバグ事件は、これを期に復習して、
論点や答の型を決めておきましょう。この論点は、
予め固めておかないと書けません。

・ 十分良いと思いますが、「粗さ」が目立ちます。

総合所には

査
印

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)
A

第1 [設問1] について

1. 甲がCに対する暴行の2日前に、Cがボスを誘拐する暴走族Bのメンバー3名に囚籠をつけ、区切る足跡をたどる暴行を加え怪我を負わせていたことが正当防衛か

5

成立しない根拠となり得る。

~~そもそも、正当防衛に適用されない違法~~

Cの甲に対する暴行が、甲の行為によって引き起こされたことすれば、自招侵害として正当防衛状況が否定されるからである。

10

2. 甲が乙の発言を、Aを侮辱されたり喧嘩をふっかけられたりした場合にCをボコボコにしてこいという趣旨で理解し、Cに喧嘩を売らせて返り討ちにしてしまおうと考えていたことが、正当防衛が成立しない根拠となり得る。

15

甲は、Cからの侵害を予期していたにもかかわらず、積極的に加害意思を含有していたのであるから、急侵害の急迫性が否定される。と考える。

3. Cが死亡していることが、正当防衛が成立しない根拠となり得る。

20

甲が、Cらの暴行によって負ったのは、全身の打撲や指の骨折など全治2か月程度の傷害であったのに対し、Cは死亡している。そこで、甲の行為がCの行為の危険性を上回り、やむを得ない行為であるといえないからである。

25

第2 [設問2] について

1. 甲の罪責

(1) 甲がCを突き飛ばした行為につき、傷害致死

問題ないです

/ ページ
裏面へ

罪(205条)が成立するか。

(2) 上記行為は、~~Cに対する~~Cの身体に対する不法の
有形力行使であるから、「暴行」にあたる。

Cは~~死~~、甲の暴行によって脳内出血~~を~~という
「傷害」を負い、よって死している。

甲には傷害の故意がないものの、暴行の故意
は認められるから、暴行罪の結果的加重犯で
ある傷害致死罪については、前述の因果性が
認められれば成立する。なお、加重結果につ
いての過失は不要と解する。

以上より、傷害致死罪の構成要件に該当する。

(3) もっとも、甲の行為はCに囲まれて本刀や金属
バットで殴られるなどの暴行を受けることによ
り誘発されたものであるから、正当防衛(36条1
項)が成立しないか。

了。「急迫不正の侵害」

Cによる暴行は「不正」の侵害といえる。もっとも
甲はCに侮辱されたり喧嘩をふっかけられたり
することを予期していたといえるから急迫性が
否定されよう。

この点について、単なる予期では急迫性のみならず
積極的加害意思を有していた場合には急
迫性が否定されると解する。

本件において、甲はCだけでなく、10人以上が
待らねて暴行を加えることまでは予期して
いないから、そもそも、侵害の予期があつたとい
えない。

よって、「急迫不正の侵害」が認められる。

イ 防衛の意思

「ため」という文句から防衛の意思が必要と

「急迫」の定義も
書ま(し)。

しかし、1~2人ぐらいの
は予期しました。
これをふまえて論じ
て下さい。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

	れるところ、急迫不正の侵害を認識しつつこれを避 けようとしていた場合に認められると解する。
	本件において、甲は団みを不意にその場を切り 取り逃げようとしていたのだから、防衛の意思 が認められる。
5	ウ やむを得ずにしての行為
	① 行為の危険性を緩やかに比較し、防衛行為 の危険性が侵害行為を上回らないこと、② 他 に相当な軽微な代替手段がなれないことが必要 である。行為の結果は考慮されない。
10	本件において、甲とCは共に格闘技の経験者 なく、年齢、体格なども同等であったこと、Cは 10人がかりで木刀や金属バットを用いていたこと、 それに対し甲は武器もなく1人である上単に Cを強く突き飛ばしたのみであることから ①は充足する。さらに、甲はCに囲まれてお りその場から立ち去ることは本件行為より 軽微な手段により実現できたとはいえず(② 充足)。
15	よって、「やむを得ずにしての行為」にあたる。
20	エ 自招侵害(正当防衛状況)
	① 不正な行為と② 時間的・場所的に 接しており、③ 行為の態様に均衡が 認めら...??
25	正当防衛状況が否定される。
	甲のAグループに対する暴行は不正な行為 である(①充足)が、 本件 本件とは2日離れ

← 定義を置いて
下し、①③
は人の必要
事です、

た?論証が
ほしい!

ている上、場所も異なる(②不充足)。よって、
 正当防衛状況は否定されない。
 才以上より、正当防衛は~~否定され~~成立する
 (4) したがって、違法性は阻却されず、甲の行為
 に傷害致死罪が成立する。

2. 乙の罪責
 (1) 乙につき、傷害致死罪の共同正犯(60条、205条)
 が成立するか。
 共同正犯の成立要件は①正犯意思に基づく
 共謀と②①に基づき実行行為である。
 乙は、甲に対し、Pに出向くことを申し向けた上、
 甲にCを殺戮を負わせることを期待しており、
 乙もそのことを認識していた。さらに、乙は機
 会があれば自身でCを襲撃するつもりであった
 から①を充足する。
 甲は①に基づき①に基づいてCに対して
 暴行を行った。(②充足)。
 よって、乙は構成要件充足性は認められる。
 (2) 違法性につき、相対性が認められないと
 すれば、甲につき正当防衛が認められない
 本件においては、^{共同正犯の}乙についても正当防衛が
 成立する。~~よって、刑法36条1項は~~
 適用~~される。~~(②の充足)。
 (3) もっとも、違法性の本質が~~行為に及~~
 んだ者につき~~個別に違法性を認め~~
 べきか判断あることであるから、違法性につ
 いては共犯であっても個別に検討すべきで
 ある。
 本件において、乙はCが10人で待ちかま
 えていることを予期していたのであるから

共同正犯の
 成立要件

乙の罪責
 について

どのような
 問題意識に
 たどりついた?
 なぜ? 論証は?

「共謀」の認識が
 正しい印象を
 与えます。「意思連絡」
 でしょうか。むしろ
 研究してみよう。

意味不明。

本質はな
 る犯の本質から
 考へて
 下さい

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

5 侵害の予兆があるうえ、甲がCに「デニデニ」に
されても問題ない、甲がCに怪我をさせる
であろうと考えていた。また、自身もCを襲撃
するつもりであったから積極的加害意思も
認められ、急迫性が否定される。

よって、乙につき、正当防衛は成立せず、
36条1項は適用されない(①の立場)。

(4) したがって、乙の行為は不可罰には
傷害致死罪が成立する。

10 以上

・タバリングも論理展開もよくできています。
しかし、甲の正当防衛が終わった後あたりから、
流れが悪くなっています。

15 おそらくこの論点に対する理解が不十分であることに
起因しますね。私もこの論点はかなり研究した上で、
文献を調べて、答案の型や論証をかため
て下さい。

20 ・基本的なことはよく書けているので自信を持って
主張して下さい。

25

長
田

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

